

鳥取県沿岸漁業緊急対策協議会設置要領

(趣旨)

第1条 本協議会は、気候変動の影響による海水温の上昇及び海洋環境の変化等、本県沿岸漁業を取り巻く環境が悪化していることを踏まえ、今後の実効性ある有効な緊急対策を取りまとめるため、沿岸漁業に関する有識者等の意見を聴取することを目的として設置する。

(意見を求める事項)

第2条 鳥取県沿岸漁業緊急対策協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項について専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 鳥取県沿岸漁業の現状・課題の整理、これまでの取組に関すること
- (2) 気候変動を踏まえた沿岸漁業の実効性ある有効な対策に関すること
- (3) 水産資源の確保に向けた栽培漁業の強化などの増養殖策のほか沿岸漁業振興に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 協議会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから鳥取県農林水産部水産振興局水産振興局長（以下「水産振興局長」という。）が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会の進行を務めるものとし、会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する者が代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、水産振興局長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 水産振興局長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、水産振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月8日から施行する。

鳥取県沿岸漁業緊急対策協議会委員名簿

区分	氏名	所属・職名	備考
漁業者代表 (9名)	大磯 一清	鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長	会 長
	敦賀 亀義	〃 代表理事副組合長	
	植嶋 浩一	〃 理事	
	酒井 鉄男	〃 理事	
	澤田 和彦	〃 代表監事	
	田淵 隆良	〃 監事	
	山根 正平	田後漁業協同組合 代表理事組合長	
	入江 孝伸	赤碕町漁業協同組合 代表理事組合長	
	福景 順一	米子市漁業協同組合 代表理事副組合長	
漁業関係団体 (4名)	西根 泰章	西日本信用漁業協同組合連合会鳥取支店常務理事	
	清水 貴生	全国合同漁業共済組合鳥取県事務所 所長	
	佐竹 寛昭	全国漁業信用基金協会鳥取支所 理事	
	濱田 文彦	鳥取県水産業経営支援協議会 漁業活動相談員	
学識経験	太田 太郎	公立鳥取県環境大学 環境学部環境学科准教授	
関係市町村 (7名)	杉本 征訓	岩美町 農林水産課長	
	米原 和昭	鳥取市 林務水産課長	
	三ツ井 和彦	湯梨浜町 産業振興課長	
	宮本 徹	琴浦町 農林水産課長	
	桑本 英治	大山町 農林水産課長	
	宅和 茂史	米子市 水産振興室長	
	本角 有希子	境港市 水産商工課長	
鳥取県	氏 良介	農林水産部 水産振興局長	

事務局:鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課